

## 《5~11歳のお子様の保護者の方へ》

## 新型コロナワクチン小児接種(5~11歳)のお知らせ

令和4年9月6日より小児(5~11歳)にワクチンを受けていただけるよう初回接種(1・2回目)に加え、追加接種(3回目)も受けられるようになりました。

なお、接種を受けることは強制ではなく、保護者の同意なく接種が行われることはありません。感染 予防の効果と副反応のリスクの双方についての正しい情報を確認し、お子様と相談のうえ、接種をご判 断いただきますようお願いします。

断いただきますようお願いします。 また、周りの方に接種を強制したり、接種していない人に差別的な対応をすることのないようにお願いたします。

	初回接種(1・2回目)	追加接種(3回目)
対象	5~11歳の方	2回目接種から5か月以上経過した 5~11歳の方
接種回数	3週間の間隔をあけて2回	1 🗆
ワクチン	5~11歳用ファイザー社ワクチン	
接種券	手元にある接種券を使用 ※平成29年10月以降生まれの方へは順次発送	令和4年6月までに2回目接種を 終了した方へ10月初旬に発送
日程及び 接種会場	令和5年2月までは、広域接種(西北五医療圏域)をご利用ください。 詳細は、別紙「広域接種(小児対象)のお知らせ」をご覧ください。	
予約受付	接種券を手元に準備し、五所川原市コールセンターへ電話予約 TEL 0173-26-7751(8:30~17:15 祝日除く)	
委任状 (必要な方のみ)	広域接種では、やむを得ず保護者以外の方(お子様の健康状態をよく把握している親族等)が同伴する場合、委任状が必要となります。あらかじめ記入した委任状を当日接種会場へ提出してください。委任状がないと接種できませんのでご注意ください。 ※委任状の用紙は、健康保険課窓口または鶴田町ホームページ「申請書ダウンロードー覧」にあります。	
他のワクチンとの接種間隔	インフルエンザワクチンを除き、原則として前後2週間は他のワクチンを受けることはできません。インフルエンザワクチンは同時接種も可能ですが、医療機関により異なりますので、事前にかかりつけ医等にご確認ください。	
12歳に 到達した方	【ワクチン】12歳以上用従来型ファイザー 【接種】広域接種をご利用ください。 【予約】五所川原市コールセンターへ電話 でお申し込みください。	【ワクチン】12歳以上用オミクロン株対応 ファイザー 【接種】鶴田町集団接種をご利用ください。 【予約】鶴田町コールセンターへ電話でお申し 込 みください。
その他	広域接種の日程で5歳に到達しない方へは、 町での接種機会について2月頃に個別通知し ます。	9月に2回目接種を受けた方は、広域接種の日程では5か月以上経過しないため広域接種を利用することはできません。町での接種機会について2月頃に個別通知します。

- 対象年齢は、接種時点での満年齢です。
- 転入された方や接種券を紛失した場合、その他不明な点などは下記にお問い合わせください。
  鶴田町コールセンター TEL 0173-22-6001 (平日 9:00~16:30)

担当:健康保険課 新型コロナウイルスワクチン接種対策班 TEL 0173-22-2111 (内線136)